

26監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成26年4月21日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年5月29日

福岡市監査委員 富 永 計 久
 同 笠 康 雄
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

26監査公表第4号（平成26年2月6日付 福岡市公報第6084号 公表）分・・・26件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

26 監査公表第4号（平成26年2月6日付 福岡市公報第6084号公表）分
 （事務監査）

1 局別監査

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 行政財産の目的外使用許可に伴う飲食物等提供の承認について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>福岡市男女共同参画推進センターにおいて、施設内における軽食喫茶コーナーの使用者へ行政財産の目的外使用許可書を交付しているが、同許可書では、軽食喫茶コーナーで販売する飲食物等の種類、品質規格及び価額その他営業に関する必要な事項について、あらかじめ市へ申請し、承認を受けなければならないと明記している。</p> <p>しかしながら、平成14年度以降、使用者から申請が行われた事績が無く、また、市においても、この間申請を行うよう使用者へ指導をしておらず、営業に関する事項について確認を行っていなかった。</p>	<p>行政財産の目的外使用許可に伴う飲食物等提供の承認については、行政財産目的外使用許可書に基づき、許可の相手先から書面による承認申請を受理し、内容確認の上承認通知を交付した。</p>

<p>行政財産目的外使用の許可に伴う飲食物等提供の承認にあたっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(事業推進課)</p>	
<p>(イ) 若年者専修学校等技能習得資金貸付金の債権管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>普通地方公共団体の長は、債権について、督促等その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないと、地方自治法に定められている。しかしながら、平成24年度及び同25年度の同貸付金の債権管理事務において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>同貸付金は福岡県の補助事業ではあるが、貸付事業の実施主体は福岡市であり、貸付金に対する債権管理事務にあたっては関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>A 返還金が滞納になった場合、県の「若年者専修学校等技能習得資金貸与事業債権管理事務処理の手引」では督促状を送付し、速やかに被貸与者へ連絡等を行うようになっているが、一部の滞納者へ数か月分をまとめて催促を行っているのみで督促状の送付を行っていないかった。</p> <p>(地域施策課)</p>	<p>督促状については、早速様式を定め、滞納が生じると滞納者へ所定の督促状を送付している。</p>
<p>B 返還金が滞納になっているものについて、長期間にわたって催促等を行っていないものがあり、さらに、本人に対する指導効果がない場合等は、連帯保証人に対して督促・面談を行うようになっているが行っていないため、長期滞納が発生しているもの(9件)があ</p>	<p>今後は、滞納者本人及び連帯保証人に対し書面催告や電話等による納付指導を確実にすることとした。</p>

った。 (地域施策課)	
--------------------	--

(2) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>資金前渡者は、資金前渡をした時は、福岡市会計規則第53条(資金前渡の精算等)及び資金前渡事務の手引きに基づき必ず精算を行う必要があり、支払いができなかった場合においてもすみやかに精算し戻入しなければならず、単に出納保管するだけでなく、前渡金の請求から正当債権者への支払い、精算に至る一切の行為を職務としている。</p> <p>しかしながら、平成24年度報償費の資金前渡事務において、相手方への支払い及び精算処理まで8か月超を要し、その間、資金前渡者口座に入金されたままの状態、現金出納簿においても残高として記帳されたまま翌月以降繰越されていた。</p> <p>今後、資金前渡金にかかる事務処理については、福岡市会計規則その他関係法令等に則り、適正に行うよう注意されたい。</p> <p>(観光戦略課)</p>	<p>資金前渡事務については、毎月記載補助者及び資金前渡者の2名で行っていた確認を、3名で行うこととし、当3名で福岡市会計規則等資金前渡事務について確認を行い、情報の共有を図った。</p>
<p>(イ) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、委託料等の支出において次のよう</p>	<p>委託料等の支払いについては、完了確認後、速やかに事務処理を行うとともに、債権者からの請求書がない場合は催促を行うよう課内会議において所属職員に周知徹底を図った。</p>

<p>な事例が見受けられた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 平成24年度の「S I Uナイト文化体験エリアイベント業務委託」外2件の委託料及び報償費(4件)の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(M I C E推進課)</p>	
<p>B 平成24年度の「集団山見せ行事に伴う山受台等の設置及び装飾業務委託」外1件の委託料及び被服費の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>委託料の支払については、完了確認後、速やかに事務処理を行うとともに、債権者からの請求がない場合は催促を行うよう、課内会議において所属職員に周知徹底を図った。</p>

(3) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>私道の地上権設定等に係る土地等の調査、測量、登記を行う業務については、下水道法の規程により、他人の土地に立ち入り調査できることとなっており、他人の土地に立ち入る者は市の受託遂行者としての身分を示す証明書を携帯しなければならないこととなっている。しかしながら、平成24年度及び同25年度「登記事務等業務委託(単価契約)」において、登記業務等を行う従事者への身分証明書の交付について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、登記事務等業務委託の身分証明書交付事務については、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(7) 下水道法に基づき、仕様書には受託者は市から身分証明書の交付を受け、従事者に常時携帯させなければならない</p>	<p>身分証明書の交付については、平成25年度に契約している7件のうち、業務が完了していない4件について、指摘後、速やかに身分証明書を交付した。</p> <p>また、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>いと規定しているが、受託者に身分証明書を交付していないものがあつた。 (24年度：2件，25年度：7件) (東部下水道課)</p>	
<p>(イ) 仕様書において、受託者は身分証明書交付簿により、交付、返却内容を整理することとし、履行期間を満了したときは、身分証明書及び交付簿を市に返納させることと規定しているが、受託者に交付簿を作成させておらず、身分証明書についても市に返却させていなかった。 (東部下水道課)</p>	<p>身分証明書交付簿については、平成25年度に契約している7件のうち、業務が完了していない4件について、交付簿を作成した。 また、今後は交付簿作成ならびに身分証明書返却の確認を行うなど、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図つた。</p>
<p>(ウ) 履行期間を延長していたが、身分証明書の有効期間を変更していないものがあつた。(1件) (東部下水道課)</p>	<p>履行期間を延長したものについては、工期延期の際、有効期限の変更を行うよう所属職員に対し周知徹底を図つた。</p>

(4) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して、催促を行う必要がある。しかしながら、委託料等の支出において次のような事例が見受けられた。 今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 A 平成24年度の「特設英語村企画運営等業務委託」の委託料(1件)、報償費(2件)、役務費(2件)、扶助費(5件)や印刷消耗品費(1件)の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p>	<p>委託料等の支払いについては、事業担当者による進行管理を徹底し、履行完了確認後は支払担当者との連絡を密にし、債権者からの請求により速やかに支払い事務を行うとともに、債権者から請求書が提出されていない場合は、債権者に対して催促を行い、確実な請求を促すよう周知徹底を図つた。</p>

(教育支援課)	
<p>B 平成24年度の「美野島小学校扇風機修繕」外3件の修繕料，役務費(5件)，印刷消耗品費(2件)や平成25年度の報償費(1件)の支出において，検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>前回の定期監査で，同様の事例が見受けられたため指摘していたが，改善されていなかった。</p> <p style="text-align: center;">(健康教育課)</p>	<p>契約案件については事業担当者による進行管理を徹底し，履行完了確認後は支払担当者との連絡を密にし，債権者からの請求により速やかに支払い事務を行うとともに，債権者から請求書が提出されていない場合は，債権者に対して催促を行い，確実な請求を促すよう周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 理科室薬品の物品管理事務について適正管理を求めるもの</p> <p>理科室薬品については，盗難や不正持ち出し等，事故を未然に防ぐために毒物及び劇物を含む薬品を点検するとともに適正な管理を行わなければならない。「学校の危険物・ごみ等取扱マニュアルブック」によれば，教科主任等の担当者は定期的(少なくとも各学期に1回)に現物と薬品管理台帳の照合を行うとともに，校長の検閲を受けるものとなっている。また，学校指導課においては，各小・中・高等学校長宛に「理科室薬品の適正な管理について(依頼)」文書を発し，理科室薬品の管理完了報告書の提出を求めている。</p> <p>しかしながら，平成24年度の理科室薬品の物品管理事務において，抽出により9校の小・中学校を实地監査した結果，少なくとも各学期に1回(年3回)行うべき検査が年1～2回しか行われていない学校が多くみられ，2年に1回しか行われていない学校もあった。</p> <p>所管課においては，理科室薬品の適正な管理が行われるよう，事務取扱の周知徹底を図るとともに，管理状況の把握に</p>	<p>理科室薬品の物品管理事務については，「学校の危険物・ごみ等取扱マニュアルブック」に基づく適正な管理が行われるよう，全学校に対し，改めて文書により事務取扱の周知徹底を図るとともに，速やかに現物と薬品管理台帳の照合を行い，結果を報告するよう指導を行った。</p> <p>また，所管課においても，管理完了報告書による点検のほか，指導主事が学校を訪問する機会を捉え，確認，指導を行うこととした。</p>

<p>努められたい。</p> <p>(学校指導課)</p>	
<p>(ウ) 学校における現金の管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>学校における現金の管理については、公金・私金に関係なく、学校で取り扱う現金すべてにおいて、必ず金庫や施設できる保管庫に保管し、できるだけ早く支払を済ませるか銀行預金するものと通知されている。</p> <p>さらに、学校徴収金の現金での徴収金の管理については、福岡市学校徴収金等取扱要綱に、必要以上の現金を保管することなく、安全・確実な金融機関に預託することと規定するとともに、事務処理としては、受け入れた現金を金庫等に長く保管せず、速やかに(原則当日)金融機関へ預け入れる措置をとり、週休日・休日等に多額の現金が学校に残ることのないようにすることになっている。</p> <p>しかしながら、平成24年度の学校徴収金について、収納した現金を長期間(16日～62日)金庫に保管したうえで、数日分をまとめて金融機関に預け入れているものがあった。</p> <p>今後、学校における現金の管理にあたっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(玄洋中学校)</p>	<p>学校徴収金の現金収入分は、速やかに(原則当日)金融機関へ預け入れることとし、週休日・休日等に多額の現金が学校に残ることのないよう、金融機関の終業前に、金庫の中に現金が残っていないか確認するよう徹底した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>コンクリートとりこわしの積算を適正に行うべきもの</p>	<p>工事所管課である財政局施設建設課において、積算における精査チェックの徹底について、所属職員への研修を行い、周知を図った。</p>

<p>旧東光公民館解体工事 (契約金額1,296万1,200円)</p> <p>本工事は鉄筋コンクリート造の公民館の解体工事である。</p> <p>コンクリートとりこわしの積算において、鉄筋コンクリート造であるにもかかわらず誤って鉄骨鉄筋コンクリート造のとりこわし単価で積算していた結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (大規模史跡整備推進課，財政局施設建設課 関連)</p>	
--	--

(2) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 積算において注意すべきもの 市道清水干隈線（片江2）信号機移設工事（その1） (契約金額5,209万3,650円)</p> <p>本工事は市道清水干隈線（片江2）の5箇所信号機について撤去及び設置を行う工事である。</p> <p>積算において、積算システムに入力する際、一部の単価の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (中部道路課)</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>B 仮設備工（掘進機組立・整備工）の積算を適正に行うべきもの 板付第2雨水幹線築造工事 (契約金額18億2,862万4,350円)</p> <p>本工事は浸水対策を目的とした推進工法による雨水幹線（内径2600mm）の築造工事である。</p> <p>工事区間が2区間の推進工事を同一</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>の発進立坑から2方向に行うものとして、1区間(1方向)の工事終了後に掘進機械を分割搬出し、再度掘進機械を組み立てて再発進を行うものである。その積算において、再発進のために必要な掘進機械の組立・整備費を計上する必要があるにもかかわらず計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部下水道課)</p>	
<p>C 土質調査の積算を適正に行うべきものの 板付第2雨水幹線築造工事 (契約金額18億2,862万4,350円)</p> <p>本工事は浸水対策を目的とした推進工法による雨水幹線(内径2600mm)の築造工事である。</p> <p>追加の土質調査が必要であるとして土質ボーリングを計上しているが、その積算において、ボーリング機械設置に必要となる足場仮設費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部下水道課)</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>D 運搬費の積算を適正に行うべきものの 板付第2雨水幹線築造工事 (契約金額18億2,862万4,350円)</p> <p>本工事は浸水対策を目的とした推進工法による雨水幹線(内径2600mm)の築造工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、質量20t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では質量が20</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>t以上となる建設機械を使用するにもかかわらず、建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部下水道課)</p>	
<p>E 運搬費の積算を適正に行うべきもの 諸岡第8雨水幹線築造工事 (契約金額2億342万700円)</p> <p>本工事は浸水対策を目的とした推進工法による雨水幹線(内径1420mm)の築造工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、質量20t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では質量が20t以上となる建設機械を使用するにもかかわらず、建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(東部下水道課)</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>F 本管更生工の積算を適正に行うべきもの 中部1号幹線築造工事 (契約金額2億1,502万8,450円)</p> <p>本工事は地震対策を目的とした大名地区及び舞鶴地区の既設下水道管の更生工事である。</p> <p>本管更生工の積算では見積書を徴収して単価を決定し積算を行っており、既設管径の変更に伴い見積書を再度徴収して設計変更の積算を行っていた。</p> <p>しかしながら、設計変更の積算において、積算システムに入力する際に見</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>積り単価の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(中部下水道課)</p>	
<p>G 運搬費の積算を適正に行うべきもの 田尻今宿汚水幹線築造工事 (契約金額13億2,413万9,250円)</p> <p>本工事はシールド工法による汚水幹線(内径1350mm)の築造工事である。</p> <p>土木工事標準積算基準書によると、質量20t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では質量が20t以上となる建設機械を使用するにもかかわらず、建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(西部下水道課)</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>H 運搬費の積算を適正に行うべきもの 田尻今宿汚水幹線(3)築造工事 (契約金額3億1,067万7,150円)</p> <p>本工事は推進工法による汚水幹線(内径1350mm)の築造工事である。土木工事標準積算基準書によると、質量20t以上の建設機械については運搬等に要する費用を積上げにより計上することになっている。</p> <p>しかしながら、本工事では質量が20t以上となる建設機械を使用するにもかかわらず、建設機械分解・組立輸送費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(西部下水道課)	
<p>I 仮設工（鋼矢板の材料費）の積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">都市基盤金屑川河川改修（護岸その8）工事</p> <p style="padding-left: 4em;">（契約金額1億4,219万7,300円）</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事は浸水対策を目的とした河川の護岸整備を行う改修工事である。</p> <p style="padding-left: 2em;">仮設工で使用する鋼矢板については、鋼矢板を切断して1枚の内一部を撤去しないで埋設のまま残すように設計していた。この場合、鋼矢板の材料費については、土木工事標準積算基準書によると切断後に撤去する（撤去部分）の鋼矢板の長さにより、埋設のまま残す（未撤去部分）の鋼矢板材料費に適用する単価が分かれており、その長さがスクラップ長未満の場合は市中価格（購入価格×90%）、スクラップ長以上の場合には不足弁償金を計上することとなっている。</p> <p style="padding-left: 2em;">しかしながら、仮設工の積算において、切断後に撤去する鋼矢板の長さがスクラップ長未満であるにもかかわらず、誤って不足弁償金を計上した結果、過小な積算となっていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（河川課）</p>	<p>積算業務については、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p style="padding-left: 2em;">都市計画道路海の中道アイランド線照明灯設置工事</p> <p style="padding-left: 4em;">（契約金額3,113万5,650円）</p> <p style="padding-left: 2em;">本工事は都市計画道路海の中道アイランド線に道路照明灯を新設及び移設</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な施工管理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、通知書と受領書を添付した管理台帳を作成し、監察指導課への通知書が適正に提出されているか、そして最終的に受領書を取得しているかをチェック出来るよ</p>

<p>等を行う工事である。</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき、必要事項を記載した通知書を福岡市長に提出しなければならないが提出していなかった。</p> <p>なお、道路下水道局へは前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善が行われているとはいえない。</p> <p>適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(東部道路課)</p>	<p>うに事務改善を行った。</p>
<p>B 建設リサイクル法を遵守すべきもの 竹下駅西口自転車駐車場建築工事 (契約金額9,082万5,000円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条の規定に基づき上記書面の内容を記載した書面で福岡市長へ通知しなければならない。</p> <p>しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知をしていなかった。</p> <p>なお、道路下水道局へは前回及び前々回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善が行われているとはいえない。</p> <p>適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(東部道路課, 財政局施設建設課関連)</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な施工管理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、通知書と受領書を添付した管理台帳を作成し、監察指導課への通知書が適正に提出されているか、そして最終的に受領書を取得しているかをチェック出来るように事務改善を行った。</p>

<p>(ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>積算及び契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>板付第2雨水幹線築造工事 (契約金額18億2,862万4,350円)</p> <p>本工事は浸水対策を目的とした推進工法による雨水幹線（内径2600mm）の築造工事である。</p> <p>管材料費の積算において推進管（φ2600×1200）の単価等に誤りがあったとして修正変更し、請負代金額の変更を行っていた。しかしながら、請負代金額の変更は契約図書に条件が明示されている内容の変更等が対象になるものであり、単価については条件明示を行っておらず、工事内容の変更に関わりのない単価等について変更を行ったことは、不適切な契約変更であった。</p> <p>今後は、適正な積算及び契約事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(東部下水道課)</p>	<p>契約事務については、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、単価に誤りがある場合は、対処方法を契約課と協議し、適正に処理することとした。</p>
--	--

(3) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>設計変更を適切に行うべきもの</p> <p>福翔高等学校防球ネット改良工事 (契約金額2,411万2,200円)</p> <p>本工事は福翔高等学校に防球ネットを設置する工事である。</p> <p>設計では工事現場における安全対策として、仮囲鉄板（万能鋼板）による仮囲い設置・撤去工を計上していたが、実施施工においては学校との協議により移動が可能な簡易バリケードによる安全施設類の設置・撤去を行っていた。</p> <p>しかしながら、この場合施工内容の変</p>	<p>工事施工における設計変更については、設計内容や施工状況を十分確認するとともに、その都度滞りなく協議書の取り交わしを行うなど、適正な事務手続きを行うよう所属職員に研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>更に該当し、簡易バリケード等による安全施設類の設置・撤去に要する費用は諸経費等（共通仮設費率）に含まれることから、建設工事請負契約書で定める設計変更を行い、計上していた仮囲い設置・撤去工を減工すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計変更に努められたい。</p> <p>(施設課, 財政局施設建設課関連)</p>	
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>積算を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市総合図書館空調設備保守点検業務委託</p> <p>(契約金額831万6,000円)</p> <p>本委託は空調設備の保守点検を対象とする業務委託である。</p> <p>保守管理業務委託の積算については、国土交通省監修の建築保全業務積算基準及び本市財政局アセットマネジメント推進課が作成した保守管理業務委託積算基準を適用し、この基準に拠りがたい場合は、別途見積りを徴収して算定するなど積算根拠を明確にすべきであるが、積算根拠が不明確であった。</p> <p>今後は、積算根拠を明確にした上で、適正な積算に努められたい。</p> <p>(運営課)</p>	<p>次年度（平成26年度）以降は、国及び市の積算基準または、見積書徴取により、明確な積算根拠を基に、適正な積算単価の算定を行うこととした。</p>

2 テーマ監査

(1) 経済観光文化局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>積算根拠が不明なもの、支払に長期日数を要したものなど不適切な委託が見受けられた。</p>	<p>積算根拠については、チェックリストを作成し職員が複数で確認を行うなど、適切に処理することとした。また、支払については、完了確認後、債権者から請求がない場合は速やかに書類の提出を行うよう指</p>

今後は、適正な事務処理に努められたい。	導することとした。
---------------------	-----------